

中・長期的な発展方向を展望

住民福祉の向上は財政の裏付けで可能

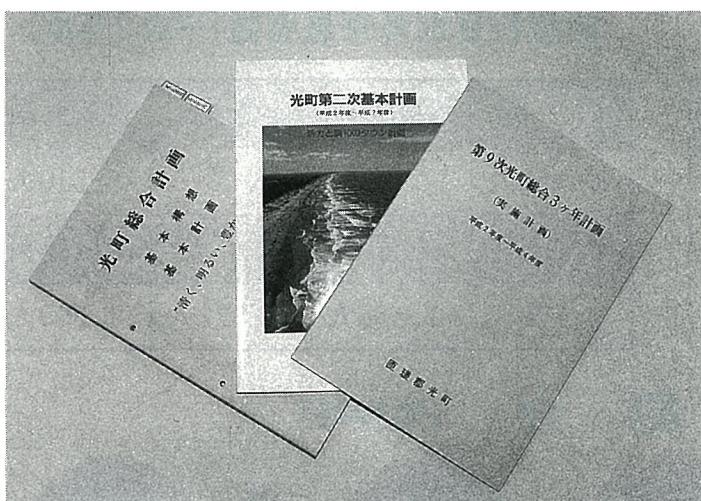
町は各種事務事業を開拓するにあたり、現状を良く把握しながら、中・長期的な町の発展方向を展望します。従つて、予定される財政需要にそなえるため、法に従つて適正な税の賦課徴収、基金の運用、町債の導入等について十分検討を加え、健全な財政運営が図れるよう努力しています。そこで、今回は地方公共団体（役場）の役割と財政・基金と町債についてお知らせします。

役場の役割と財政

地方公共団体（役場）は、住民福祉の向上を図ることを目的として、地域社会における総合的行政主体として存在し、行政水準の向上のために大きな責務を担っています。そして、その活動の分野は近年益々広範囲にわたり、地域経済の変貌と住民のみなさんの生活水準の向上が著しい最近では、単なる法律、条例等

に基づく行政という消極的働きにとどまらず、住民のみなさんの要望を的確に把握し、より積極的なサービスの向上に努めることが要求されていて、その働きが住民のみなさんの生活と益々深く結びついてきています。

基本的使命である住民福祉の向上は、財政の裏付けによってはじめて可能となります。



町の計画が示されている基本構想と基本計画と実施計画

平成3年度の一般会計の予算(歳入)

区分	金額	割合
町 税	7億4,957万円	21.7%
地方交付税	14億円	40.6%
国庫支出金	1億4,554万円	4.2%
県 支出 金	2億7,525万円	8.0%
繰 越 金	1億5,000万円	4.3%
町 債	2億3,290万円	6.8%
そ の 他	(自主) 2億9,207万円	8.5%
	(依存) 2億467万円	5.9%
合 計	34億5,000万円	100.0%

地方財政は、役場が地域的公団体であるという本質に基づいて、その主な財源を住民の租税に依存し、かつ高度な公共性に立って住民福祉の向上のために経費を支出することを基調とします。そのため、

財政運営の良否は住民のみなさんの利害に影響するところが極めて大きいものとなります。

従つて、町は各種事務事業を展開するにあたり、現状をよく把握しながら、中・長期

財政需要に対応するため適正な租税の賦課徴収・基金の運用・町債の導入等について十分検討を加え、健全な財政運営が図れるよう努力します。

基本構想（町の将来像を描いた計画）・基本計画（将来像を目指し6ヶ年間で行う計画内容）・実施計画（3ヶ年間で行う具体的な事業内容）を策定するとともに、予定される財政需要に対応するため適正な租税の賦課徴収・基金の運用・町債の導入等について十分検討を加え、健全な財政運営が図れるよう努力してい